令和3年7月8日

広島県商工会連合会会長 様

各商工会議所会頭 様

広島県中小企業家同友会筆頭代表理事 様

広島県中小企業団体中央会会長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長

広島県知事 湯﨑 英彦

集中対策の終了及び広島県の対処方針の改正について

本県の感染状況は、全県及び広島市においても安定的に警戒基準値を下回る状態となることが見込まれるため、5月8日から取り組んできた「集中対策」については、7月11日をもって終了することとし、外出の削減や営業時間の短縮など行動制限や施設の使用制限に係る要請について、解除します。

一方,今後も感染の再拡大を回避するなど感染を最小限に抑えていく必要があることから,継続的に取り組む事項について,別紙のとおり「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」(以下,「対処方針」という。)を改正します。

ついては、貴団体の構成員の皆様に対し、対処方針に基づき、引き続き感染防止対策の徹底に取り組んでいただきますよう、周知をお願いいたします。

担当:商工労働局商工労働総務課 新型コロナウイルス感染症対策担当

電話: (082) 513-3311 (082) 513-2846